

北中城村技能労務職等の給与等
の見直しに向けた取組み方針

北中城村

平成20年3月

北中城村技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組み方針

1. 現 状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べて高額となっているとの国民等からの厳しい批判・指摘がなされている現状を注視し、総合的な点検を行い、取組方針を策定することが求められています。

本村においては、給食調理員9人のみであり、技能労務職員のラスパイレス指数は平成18年116.3で給与水準が高い結果となっています。

しかし一方で、本村では「食育基本法」の成立に伴って、平成17年度より地産地消を推進し、農家と給食調理場が提携し、学校給食へ多くの食材を普及させ、その食材も給食調理員自らが選択し、安心・安全な食材を求めて取り組んでいます。また、学校及び村で給食展を開催したり、地域での料理教室等の講師を務めるなど地域に密着した取組みを行っています。

① 平均年齢・職員数・平均給与額について（平成19年4月1日現在）

職 種	平均年齢	職 員 数	平均給与額	備 考
給食調理員	44.4歳	9 人	353,888円	

② 年齢別の人数・平均給料月額

単位：百円

28～31歳		32～35歳		36～39歳		40～43歳		44～47歳	
人	平均給料月額	人	平均給料月額	人	平均給料月額	人	平均給料月額	人	平均給料月額
2	2,811	1	2,750	0	0	1	4,411	1	3,699

48～51歳		52～55歳		56～59歳		60～63歳		合 計	
人	平均給料月額	人	平均給料月額	人	平均給料月額	人	平均給料月額	人	平均給料月額
2	3,941	1	3,991	1	4,058	0	0	9	3,601

③ その他給与に関する事項

I 給料表

国公の行政職給料表（二）の5級制を採用しています。

II 手 当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外手当・休日勤務手当・期末手当をそれぞれ該当者に支給しています。

なお、支給されている手当の主な内容は、次のとおりです。

平成19年4月1日現在

手当の名称	手当の内容（月額）	国制度との同・異
扶養手当	配偶者 13,000円	同
	配偶者以外の親族 6,500円	
	配偶者なしの親族1人目 11,000円	
	特定扶養 5,000円	
住居手当	貸家の限度額 27,000円	同
	持ち家5年目まで 2,500円	
通勤手当	交通機関利用の限度額 55,000円	同 異（1 km以上）
	自動車使用の限度額 24,500円	
時間外・休日手当	勤務日 125/100~150/100	同
	週休・休日 125/100~150/100	

2. 基本的な考え方

平成12年の地方分権一括法の施行以来、各自治体では自らの判断と責任のもと、自主的・主体的な行財政運営が求められてきております。

また、現在の厳しい行財政環境の下、分権型社会及び高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適性管理・配置に努めなければなりません。

本村では、過去に清掃・用務員等、すでに民間委託を実施しており、現在ある技能労務職の給食調理員については、学校・地域との密着した形が出来つつあり、子供達への食の安全性を考えると当分の間、現状を維持する必要があります。

しかし、民間との賃金格差については、今後さらに現状を踏まえつつ、ホームページ等で情報を提供しながら、現状分析と課題抽出を行い、更に今行っている事業が民間でも可能なのかも含めて検討していく必要があります。

3. 具体的な取組み内容

現在の給食調理場を維持しつつ、更に検証を図っていきます。

昇給昇格については、基準が定まっていないため、平成22年度に向けて人事評価制度の導入に向けて検討していきます。

その主な取組内容は、次のとおりです。

(1) 給料表について

- ① 現行の給料表を尊重し、さらに人事院勧告等を注視します。
- ② その他、国・県の同項や近隣自治体の推移を見極めながら、見直しを検討していきます。

(2) 手当について

- ① 通勤手当について、1 km以上を支給対象としているが、国同様2 km以上に改めるよう検討していきます。
- ② 時間外手当に関しては、年々縮減傾向にありますが、さらに縮減に努めます。
- ③ その他、国・県の同項や近隣自治体の推移を見極めながら、更には人事院勧告等を注視し、見直しを検討していきます。

(3) 昇給・昇格について

本村では、平成19年度より給与構造改革に伴い、現在の給料表（6級制から5級制）を適用しており、今後も尊重していきます。また、昇格基準については、人事評価制度も含め、検討していきます。

(4) 民間委託の推進

退職者に伴う補充を抑制し、今行っている事業を民間委託にできないかを視野に検討を図っていきます。

また、今後、一般事務職に任用替えができないかも含めて検討を図っていきます。